

wiseman second-line  
＜ワイズマン セカンドライン＞

訪問介護・通所介護

バージョンアップに伴う追加・変更点

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。  
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。



令和6年度 介護報酬改定対応

2024.04.22  
株式会社 ワイズマン

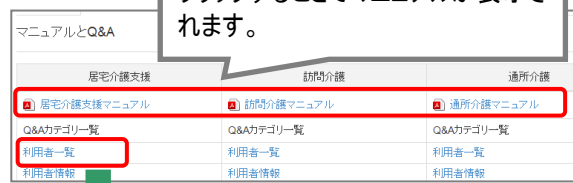
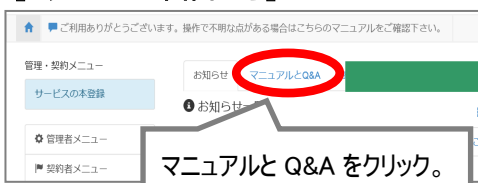
# ◇目次

バージョンアップに伴う追加・変更点 .....	3
令和6年度 介護報酬改定対応 .....	3
• [利用者一覧]－[予定・実績] ※wiseman second-line 訪問介護をお使いの場合 .....	4
• [国保連請求]－[介護給付費明細書 様式2・2の2・2の3] .....	6
• [利用料]－[利用料請求・入金管理] .....	6

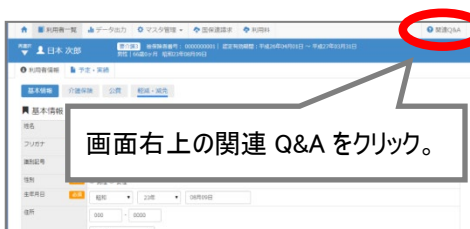
## ■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要を解説しています。  
より詳細なシステムの操作方法は、マニュアルや Q&A をご活用ください。

### 【トップページ画面から】



### 【各操作画面から】



# バージョンアップに伴う追加・変更点

😊 今回のバージョンアップでは介護報酬改定のうち、令和6年4月施行分の介護給付費請求や利用料請求書作成に関する対応が行われました。

6月施行分に関する対応は、5月下旬のバージョンアップで対応予定です。

## 令和6年度 介護報酬改定対応



令和6年度介護報酬改定に伴う対応が行われました。

	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[利用者一覧] -[予定・実績]	【wiseman second-line 訪問介護をお使いの場合】 「特定事業所加算V」について、月の一部の期間のみ算定するケースに対応しました。	4 ページ
2	[国保連請求]-[介護給付費明細書 様式 2・2 の 2・2 の 3]	<ul style="list-style-type: none"> <li>■サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降の介護給付費明細書、総合事業費明細書が作成できるようになりました。</li> <li>■「介護療養型医療施設」が 3 月末で廃止されることに伴い、本画面から出力する明細書の「中止理由」から「8.介護療養型医療施設入院」が削除されました。</li> </ul>	6 ページ
3	[利用料]-[利用料請求・入金管理]	サービス提供年月「令和 06 年 04 月」以降について、改定後の内容で利用料請求書を作成できるようになりました。	6 ページ
4	[国保連請求]-[請求 CSV 作成国保連用]	改定後の内容で、国保連に提出する CSV データが作成できるようになりました。	—
5	[データ出力]	改正後の内容で、集計資料を出力できるようになりました。	—

**[利用者一覧]-[予定・実績]** ※wiseman second-line 訪問介護をお使いの場合

● 「特定事業所加算V」について、月の一部の期間のみ算定するケースに対応しました。

※令和6年3月15日付厚生労働省「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」で、月途中の転居等により中山間地域等からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、該当地域に居住する期間のサービス提供分のみ特定事業所加算V加算の対象となることが示されました。  
これを受け、本システムにおいても月の一部の期間のみ加算の対象となるケースの設定ができるようになりました。

訪問介護特定事業所加算V 実施日設定

訪問介護特定事業所加算V 実施日設定について  
「訪問介護特定事業所加算V」の単位数の計算対象を切り替える画面です。

【計算内容】  
 「実施日のみ算定する」チェックをONに設定した場合  
 ・「特定事業所加算V」にフラグが設定された実施日のみを算定対象として単位数が計算されます。  
 「実施日のみ算定する」チェックをOFFに設定した場合  
 ・月全体を算定対象として単位数が計算されます。

【設定】  
 実施日のみ算定する

✕ 閉じる

「特定事業所加算V」に**実施日設定**ボタンが追加されました。  
**実施日設定**ボタンから起動する画面で「実施日のみ算定する」にチェックを付けて登録することで、「1」を設定した日のみが加算の対象となります。

※初期値はチェックなしです。  
 ※チェックを付けていない場合は、月内のいずれかの日に「1」が設定されていれば、月全体に対し加算が適用されます。  
 ※チェックを付けた後は、サービス内容の末尾に**[日]**と表示されます。

🏠 **ワイズ事業所**  
 116410: 訪問介護特定事業所加算V **[日]**



### 【制度情報】 訪問介護「特定事業所加算Ⅴ」の対象期間について

#### 問 4

特定事業所加算(Ⅴ)を算定する利用者が、月の途中において、転居等により中山間地域等からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

#### (答)

該当地域に居住する期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。

参考: 令和 6 年 3 月 15 日付厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.1)」

**[国保連請求]—[介護給付費明細書 様式2・2の2・2の3]**

- サービス提供年月「令和06年04月」以降の介護給付費明細書、総合事業費明細書が作成できるようになりました。
- 「介護療養型医療施設」が3月末で廃止されることに伴い、本画面から出力する明細書の「中止理由」から「8.介護療養型医療施設入院」が削除されました。

改定後のサービスコード・単位数で請求データが作成できるようになりました

**[利用料]—[利用料請求・入金管理]**

- サービス提供年月「令和06年04月」以降について、改定後の内容で利用料請求書を作成できるようになりました。

改定後の金額・内訳で利用料請求書が作成できるようになりました